

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）の概要

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第28条第1項において、法第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表することとされている。
- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2第2項において、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下としなければならないと規定されているところ、当該濃度基準値の適用等に関する技術上の指針を法第28条第1項に基づき定めており、濃度基準値が設定されている物質等の測定方法を定めている。
- 今般、「令和7年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（令和8年3月27日公表）を踏まえ、新たに濃度基準値が設定された48物質について測定方法を追加する。また、六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）については、既に測定方法が定められている「弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）」と同様の測定方法を定める等の改正を行う。

2 改正の概要

別添新旧対照表の通り、

- （1）新たに濃度基準値が設定された48物質について、別表1に当該物質の測定方法を追加する。
- （2）新たに濃度基準値が設定された48物質について、別表2に当該物質の濃度基準値を追加する。
- （3）別表1及び別表2中、左欄の「物の種類」の「弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）」の項に六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）を追加する。
- （4）その他所要の改正を行う。

3 根拠法令

法第28条第1項

4 適用期日等

公示日：令和8年8月下旬（予定）

適用期日：令和9年10月1日